

飼料用米等を組み合わせた水田農業経営安定対策補助金交付要綱

制 定 令和7年3月31日付け 農山第818号

(趣旨)

第1 近年、インバウンドによる需要増加等により、一時的に需要は増加しているが、今後も米の需要量は毎年10万トン程度減少していくことが見込まれていることから、引き続き主食用米に高収益作物、戦略作物を組み合わせて水田農業全体を維持・発展させていく必要がある。今後、転作作物の生産を拡大するに当たっては、エネルギー・物価高騰による資材等のコスト増加が障壁となっている。

このような状況に対応するため、地域農業再生協議会（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅱの1に定める農業再生協議会をいう。以下同じ。）が実施する需要のある作物への転換や、セーフティネットへの加入促進等、農業経営を継続・安定させるために必要な取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。また、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業区分、補助率等)

第2 事業費補助金の補助事業区分は、（1）地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援、（2）－1実需者との連携による転換作物生産支援（水田作付転換支援）、（2）－2実需者との連携による転換作物生産支援（飼料用米の拡大分支援）とし、事業に係る手続きについては補助事業区分毎に行うものとする。

2 補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表1に定めるところによる。

3 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第1号（交付申請書）を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第2号の取り扱いに定められた変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受ける

ものとする。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 事業区分ごとの補助対象経費を増額する場合又は 20 パーセントを超えて減額する場合

(3) その他知事が必要と認める場合

(概算払請求)

第 5 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第 3 号による請求書を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第 6 事業実施主体は、事業が完了したときは様式第 4 号により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第 7 事業実施主体が規則第 10 条の規定により提出する実績報告書は、様式第 5 号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合は、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 30 日とする。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 8 規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定に基づき知事が指定する財産は、全ての機械及び器具とする。

2 規則第 13 条第 2 項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第 9 知事は、第 3 の 2 ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 6 号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(区分経理)

第 10 事業実施主体は、当該補助金の補助対象事業に係る会計と他の事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

(帳簿等の保存)

第 11 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第 7 号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第 12 事業実施主体が本事業の実施に当たって業務の委託や物品の調達等を行う場合、県内中小事業者に発注するように努めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。